

清掃業務委託料算定要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、維持保全施行基準第4に規定する維持保全業務の施行のうち清掃業務について、その委託料算定に関して必要な事項を定めることにより、業務委託の適切な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

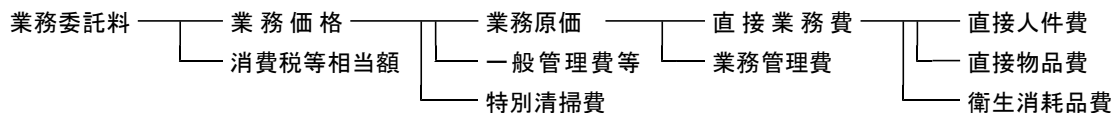
第2条 清掃業務を外部委託する場合の業務委託料算定に適用する。

なお、この要領によりがたい場合は、他の算定方法によるものとする。

第2章 清掃業務委託料の構成

(清掃業務委託料の構成)

第3条 清掃業務委託料の構成は以下のとおりとする。



(構成費目の内容)

第4条 構成費目の内容は、以下のとおりとする。

- 一 直接人件費 清掃業務に直接従事する清掃員が当該業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用で、当該清掃員の賃金に相当するものとする。
- 二 直接物品費 清掃業務に直接従事する清掃員が当該業務を行うのに必要な物品を消費する事によって発生する費用で、次のイ又はロに掲げるものとする。
 - イ 資材、雑巾、モップ、養生用シート、事務用品等の消耗品の費用
 - ロ 脚立、真空掃除機、床磨き機等の機材の損料
- 三 衛生消耗品費 トイレットペーパー、水石鹼等の購入に要する費用とする。
- 四 業務管理費 業務を実施する上で、受託者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用で、総合調整費、福利厚生費、通信交通費、安全管理費、技術管理費等の経費とする。
- 五 一般管理費等 受託者が企業を維持運営していくために必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用で、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、光熱水費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料等の経費とする。
- 六 特別清掃費 特別箇所（窓ガラス、ブラインド等）の清掃に要する直接人件費、直接物品費、業務管理費及び一般管理費等を含む費用とする。
- 七 消費税等相当額 消費税相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき清掃の業務に課される消費税等の額とする。

第3章 清掃業務委託料の算定

(清掃業務委託料の算定)

第5条 清掃業務委託料の算定は、次式による。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= \text{業務価格} + \text{消費税等相当額} \\ &= (\text{直接人件費} + \text{直接物品費} + \text{衛生消耗品費} + \text{業務管理費} \\ &\quad + \text{一般管理費等} + \text{特別清掃費}) \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(構成費目の算定)

第6条 構成費目の算定は、以下のとおりとする。

- 一 直接人件費 次の表に定める清掃員区分毎に、建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める標準歩掛りに清掃面積、清掃回数等の必要数量を乗じて集計した労務数量に清掃員の年間当たりの平均的な賃金（基本給、家族手当、住宅手当、勤務手当等の基準内手当及び賞与）を平均的な年間労働日数で除した一日当たりの額である労務単価を乗じて集計したものとし、次式により得た額とする。

ただし、正規の勤務時間を延長する場合は、清掃員の必要数量を定め、同様の算定方法により得た額を加算する。

また、常駐を条件とする場合において、当該算定方法により算出した労務数量が常駐に必要な労務数量に満たないときは、常駐に必要な労務数量に補正する。

なお、建築保全業務積算基準での標準歩掛りを設定する際の清掃面積区分の適用においては、建築内部での日常清掃の対象諸室の合計により区分し設定する。

$$\begin{aligned} \text{直接人件費} &= \sum \text{清掃員 } n \text{ (労務数量} \times \text{労務単価)} \\ \text{労務数量} &= \sum \text{作業 } n \text{ (標準歩掛り} \times \text{必要数量)} \\ \text{必要数量} &= \text{清掃面積 (または箇所数)} \times \text{日数 (または回数)} \end{aligned}$$

清掃員区分

清掃員 A	1級ビルクリーニング技能士の資格を有するもの又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し実務経験6年以上程度の者
清掃員 B	2級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、3級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験2年以上程度の者又は作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験3年以上6年未満程度の者
清掃員 C	清掃業務について、清掃員 A 又は清掃員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者

- 二 直接物品費 次式により得た額とする。ただし、直接物品費率は、建築用途、利用頻度等による汚染度合いに応じて4%~6%の範囲とする。

また、外部足場、発電機その他特別な仮設が必要となる場合等は、その費用を別途積み上げ加算する。

$$\text{直接物品費} = \text{直接人件費} \times \text{直接物品費率}$$

- 三 衛生消耗品費 次により得た額とする。

$$\text{衛生消耗品費} = \text{衛生消耗品数量} \times \text{単価}$$

四 業務管理費 次式により得た額とする。ただし、業務管理費率は13%~17%の範囲とする。なお、日常清掃において、施設の一部を短時間で作業すること等を指定することにより一時的に清掃員の増員が必要と見込まれる場合や、特殊な作業のため特に危険防止等の安全管理を必要とする場合等は、この範囲内において率の割増を行う。

$$\text{業務管理費} = (\text{直接人件費} + \text{直接物品費} + \text{衛生消耗品費}) \times \text{業務管理費率}$$

五 一般管理費等 次式により得た額とする。ただし、一般管理費等率は、14%~19%までの範囲とし、実情に応じて調整する。

$$\begin{aligned} \text{一般管理費等} &= (\text{直接人件費} + \text{直接物品費} + \text{衛生消耗品費} + \text{業務管理費}) \\ &\times \text{一般管理費等率} \end{aligned}$$

六 特別清掃費 次式により得た額とする。

また、外部足場、発電機その他特別な仮設が必要となる場合等は、その費用を別途積み上げ加算する。

$$\text{特別清掃費} = \text{清掃対象面積} \times \text{単価}$$

七 消費税等相当額 次式により得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} &= (\text{直接人件費} + \text{直接物品費} + \text{衛生消耗品費} + \text{業務管理費} \\ &+ \text{一般管理費等} + \text{特別清掃費}) \times (\text{消費税等率}) \end{aligned}$$

附 則

この要領は、平成21年10月30日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月23日から施行する。